

## くらし安全安心だより

### 賃貸住宅の契約トラブルを避けるために！

春は引っ越しが多い季節です。新年度を迎え、進学・就職・転勤などで、賃貸住宅への入居や退去予定の方は、トラブルが生じないよう次のことに気を付けましょう。

#### <物件探しの時>

- ・物件は実際に現地に見に行きましょう。インターネットで申し込みができる場合がありますが、部屋の状態やにおい、日照条件、周辺環境などは確認できません。
- ・賃料などとは別に敷金・礼金などが定められていますので、これらの内容についても、よく確かめておきましょう。

#### <契約時>

- ・契約する前に、**重要事項説明を受け、賃貸借契約書の内容、特約事項をしっかりと確認し、納得した上で契約を**しましょう。
- ・入居するにあたり、退去時のトラブルを避けるためにも**貸主と借主で立会い、傷や汚れがないかなど室内のチェックを**しましょう。写真などを撮っておくと退去時に役立ちます。

#### <退去時>

- ・退去の申し出は、契約書に記載された**予告期限までに連絡**しましょう。**退去前に貸主側(管理会社など)と一緒に室内を確認**しましょう。
- ・借主の**不注意**などで室内を汚したり、器物を壊したりした場合は**借主の負担**、時間の経過による**自然損耗**などは賃料に含まれるので、**貸主負担**としています。
- ・**修繕費用の請求**を受けた時は**明細書をもらい、よく確認**してから支払うようにしましょう。

※国土交通省のホームページ上の「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」を参考にしましょう。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時（☎23-5800）